

長野県JAバンク優遇プログラム規定

1 内容

「長野県JAバンク優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、長野県信用農業協同会連合会（以下「当会」といいます。）所定の基準によりお客様の取引内容をポイントに換算し、合計ポイントに応じて2段階のステージを設定し、ステージに応じて手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

2 ～ 3 (省略)

4 ポイント・ステージ

- (1) サービス提供開始日の前月末日時点における当会所定の取引に応じてお客様のポイントを決し、ポイント合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。
- (2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。
- (3) ポイント対象となる取引項目、内容、各ポイントについては次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。なお、正会員資格・准会員資格・正会員の同居家族は同一取引項目とします。

ポイント 対象取引	取引内容	ポイント
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込（5万円以上）を当会の口座で受け取られていること。	1
年金振込	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金・厚生年金等）として発信された振込を当会の口座で受け取られていること。	1
JAカード利用	一定期間内にJAカードの利用代金または年会費が当会の口座から自動支払されていること。	1

長野県JAバンク優遇プログラム規定

1 内容

「長野県JAバンク優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、長野県信用農業協同会連合会（以下「当会」といいます。）所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて2段階のステージを設定し、ステージに応じて手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

2 ～ 3 (省略)

4 得点・ステージ

- (1) サービス提供開始日の前月末日時点における当会所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、得点合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。
- (2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。
- (3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。なお、正会員資格・准会員資格・正会員の同居家族は同一取引項目とします。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込（5万円以上）を当会の口座で受け取られていること。	1
年金振込	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金・厚生年金等）として発信された振込を当会の口座で受け取られていること。	1
JAカード利用	一定期間内にJAカードの利用代金または年会費が当会の口座から自動支払されていること。	1

(改 正 後)

(改 正 前)

貸出金	当会所定の貸出金（住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、農業資金等）を月末時点で利用されていること。	1
投資信託残高 10万円以上	当会所定の投資信託を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること。	1
通帳レス (1口座以上)	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座で1口座以上が通帳レスとなっていること。	1

(4) 手数料・各種サービス等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

(5) 各ステージに必要なポイント^①は次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2
必要なポイント ^①	0ポイント以上	2ポイント以上

5 (省略)

6 本支所間のポイント^①引継ぎ

(1) 支所等の廃止、統合等、当会の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスのポイント^①を原則引継ぎます。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、ポイント^①の合算を行いません。

(2) お客様のご都合でお取引店を変更される場合、ポイント^①の集計が出来なくなる場合または一定期間ポイント^①集計ができなくなる場合があります。

(3) 他会等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれない場合があります。

7 変更・終了

(1) 当会の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容（ポイント^①の対象となる取引、ポイント^①、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または当サービスを終了することがあります。

(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受け

ローン	当会所定のローン（住宅ローン、マイカーローン、教育ローン等）を月末時点で利用されていること。	1
(追加)		
通帳レス (1口座以上)	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座で1口座以上が通帳レスとなっていること。	1

(4) 手数料・各種サービス等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

(5) 各ステージに必要な得点数は次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2
必要な得点	0点以上	2点以上

5 (省略)

6 本支所間の得点引継ぎ

(1) 支所等の廃止、統合等、当会の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスの得点を原則引継ぎます。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、得点の合算を行いません。

(2) お客様のご都合でお取引店を変更される場合、得点の集計が出来なくなる場合または一定期間得点集計ができなくなる場合があります。

(3) 他会等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれない場合があります。

7 変更・終了

(1) 当会の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容（得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または当サービスを終了することがあります。

(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けら

(改 正 後)	(改 正 前)
られないことがあります。 ①お客様が当会所定の規定・規約等を履行されない場合 ②お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合 ③すでに利用されている貸出金を延滞されている場合 ④契約者本人が亡くなった場合 ⑤金融情勢の変化、その他当会が相応の事由があると判断した場合 8 免責事項 災害・事変等当会の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、ポイントや優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当会は一切の責任を負いません。 令和6年8月25日現在	れないことがあります。 ①お客様が当会所定の規定・規約等を履行されない場合 ②お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合 ③すでに利用されているローン延滞されている場合 ④契約者本人が亡くなった場合 ⑤金融情勢の変化、その他当会が相応の事由があると判断した場合 8 免責事項 災害・事変等当会の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当会は一切の責任を負いません。 令和5年6月25日現在